国 権機関設立にむけ

まえがき

けら \exists n 上の 権 1 てい 条約 口 取り決めとして人権委員会 ツ る。 パ、米州、アフリカ、アジアの世界各 (人権憲章) そ れはアジア・太平洋地域には存在 が締結され、 (人権裁判所) そ れぞ n 条約 が設 地 憲 な 域

機能に 履行 〇月、 しその一 近 機関 確 . 時 元にむけ 米 つ 玉 保をめざし 0) ついて国際基準を敷一環として国内的 連 玉 0) 一人権委員会および国連総会で採択された国 仏 地 連 た国 は、 位 に関 独 て国内・ の先進国 内法制の整備を進め、 周 ける原 知 0) ように 整備 人権擁護 則 地域的人権保障 ではすでに六〇年代以降、 し提供し (パリ原則) がこれである。 国 際人 促進: て 権 条約 71 制度の設置 る。 制 度 の各国 九一 0 構 年 を 成 ح 内 促 0)

にこぎつけている。らに法制度の運用を強化してそれぞれ独自に設置・実現

髙

野

眞

次かっ 識高揚、 察さ 擁護の潮流 権侵害が頻発してきたが、 げ が をみせるようになった。 立 されるとともに、 \mathcal{O} が に人権侵害を防ぐ地域システム 改革に |性をもった人権委員会を設置 玉 進行するなどといっ が |家内 7 ざさ 1の制 憲法的 とどまらず、 0 そ アジア・太平洋地 n 強 れに国権と人権の対抗・緊張がある中で、 の高まりとその伝播、 権体制 度作りに 7 にまたは ۷ 主要には国内的取り組み るところである。 で揚棄し 準憲法: た事態 あるに ときに国家的 背景事情としては、 域に 九〇年代 の 的 せ な ょ 推 国内政治社会での民主化 する動きが急 の一定の な 人権 67 移 事態に敏感な民 が読 な力 行 に入る頃 7 シス は、 政 か 取り 内部 み取 0) 長年 テム 入れ 現状 0) 組 n か 国 速 0) ν る。 際的 に 5 みが 0) ようも シ に ステ お 立 衆 広 ル 亘 そ だ ŋ で 強 0) が 権 ŋ 意

3

足 層 0 0) 政 並 先導 府 み が 揃 的 政 治指 活 つ 7 動 6 に 期 ると 者 待さ 0 積 は れるところ 極 41 、えず、 性お よび 日 人権 本を含め が 大き N G LV た関 O 0 係 地 ま 域

設立 って、 を基に 共同 機関設立 けどうな 者の救済法体系の枠組み作りを優先課題とする視 ほ を 日 日 トフ あ とんど 権 備 絶つ なお 憲法 国内人権機関研 が 何 本 特集 より 強 研 は 0 0) 0) 究 差 現状と課題をキャッチし 日本を含め し ζ 必 7 が、 Z 意味 έ て、 は近 課題 匑 成 0 求められ 要を自覚し、 0 0) 本 0 レン 放果 胎動 の実態 な 立 の名誉の 分 か し、 時 が 67 日本の人権政策の再構築とりわ 野 に迫る実効的な救済システムを確 は 同じアジアの中に 問 お に触発されつつ、 0) での な よび たア が 究プロジェ 7 ζĮ 憲法理念の平等は具 わ アジア・太平洋地 また経済社会が急速に 存続 先進 ためにもそのことを期待してやま LV n る。 ジア・ 人権 る。 現状を厳しく点検し むしろ日本自然 .性と指導 ラオ アジア・ 現代の日本に クト 太平 深刻な人権侵害事件 ある日本の ようとするもので 1 洋地 ラ 性 マ \widehat{N} Ĺ 域諸 イ を発揮、 太平 身が被害者救済 域 (体の施策 M 21 ノリテ 進展 Р の下 洋地 おい \hat{O} 国にお 場合、 国 て、 す 内人 け人権 7 に イ ベ 域 する陰で今 0) 設置 け 研 き 当 は 研 立 な に とりわ 点 究成果 る人権 あ 権 地 があと 究 お するこ 面 る。 会の には 新し 機関 に立 被 され 位 制 する 61 7 度 害

> をめ えてこの レン が ぐる現状況は後 残 (念なが 大きな今日 5 戦 的 進性を脱し 後 課 0 題に 人権史五〇年余に 挑 得 戦 する 7 61 な Ł **ζ** λ 0 で し ·ある。 てな 本特集 お 人 権 あ

差別の実態を直視する

相つぐ深刻な差別事件

1

の意識 が存在し 起してい 端 こても を示すように、 日 本社会にお なり風 表 る。 ていることを物語 面 化 日常的 河潮が、 する け 今日も多 0) る 差別 は さらには社会システムとい に差別を支え、 氷 Ш 的 様 人権! の 一 つ てい か 角で 侵犯 つ深刻な様相をも る。 ある。 利 事件は、 結婚 用せ غ んとする 就職 以下そ つ たも つ Ź 0) 生 0

なった 婚差別 大阪[·] 几 用となった理 れたこと 由 に 部落差別では、 結 府 社におよぶ顧客名簿を有して日常的 事 婚を破棄され 存 部落地名総鑑』 查業協会加盟 (「解放新聞」 九 由として部落居住だっ 年一〇月) ①結婚を約した相手から部落 自ら命を絶った女子高校生の \mathcal{O} に類似するリスト 興信所がかつて一 九九八年一〇月一九日)、 ②就職(たと担 の際の面 -を所持 大社会問 当者から に部落差別 接 出 広島結 |身を で不 ま 題 いく た 理 ح わ

事件 競馬場、 対する 会で一 別情報を発信するなど、 放新聞」一九九三年三月二三日 わせたり、 年七月二二日) きたことばがあてられ を連発したまれにみる卑劣な岸和田 けている○○です」とはり紙で自らを紹介し、 キを送りつけ、 五〇〇万円持ってこい」などと何年にもわたり脅迫 葉県連解放同盟員宅へ部落出身を暴露されたくなけ 連続差別 大手書店月刊誌のクロスワードパズルの正解に日本の 身元 査 て差別を助長煽動 を押し売り ホ 貫して差別用語 九七年一二月七日以降) 調調 を行 発を免れていることなど。 京都駅、 公園ト 落書事件の 査 規制 ホ つ てい j ぺ 差出人は実名を詐称した連続差別ハガキ 1 条例違 イ ム ~ Ÿ ⑦パソコン通信で部落の地名を問 宇治市役所など) た身元 が 発生 電 する事 増えていること てい として使われ ジ 反 同 を開設してインターネットで 電子情報機器を用 調査事件 話ボックスなど公共的施設 で行政指導) (JR 東海 和」を騙る差別 た事件 件 :が激増、 「主張 **⑤** (「毎日新聞 (九八年六月、 道 差別の温床とな 差別はり紙事件 「エ じ ④「東京都連 線車両内、 ③ J R 8高額 て タから被害を受 商 ことに 法 VA V 医名性 ること(「 が _ 一九九九 \tilde{o} ま \widetilde{O} 差別発言 車 集 高 大阪 か 同 両 を利 って 団 知県 ŋ ハ n で 11 内 和 差 社 ガ ば 合 **(6)** \mathcal{O} 府

> 落民」 数年前のチマ 会保障、 医療施策の劣悪さなど。 給料不払い、 市などでの 担保してい 生に国立大学受験資格を与えないこと、 住民による外国人差別発言、外国人労働者の突然の解雇 な日常生活面での人権侵害事件が絶 人登録証明書の常時携帯を義務づけ、 に踏み切った改正外国人登録法とて永住者にまで外国 な 次に民族差別 ە د ۱ の複合差別落書など、 融資、 ⑨公務員採用 |住民票の帰化記載(一九九八年三月以降) ること 査証期限の切 チョゴリ事件、 入居、 で は ⑩東大阪市、 結婚、 法制 0 国 れた超過滞在者の職場環境 度 籍 民族の違いによるさまざま 大学構内での 条項 就職差別 が 加 八尾市、 担 えないこと 玉 制度上重罰規定 ている場合が 指紋 を理由とする 朝鮮人学校卒業 福岡市、 「朝鮮人、 押なつの 丸 少 (11)

の待遇、 いじめ、 頃からせっか 家庭 その他、 虐待など。 への差別 入管職員による収容者の虐待問 育児放棄、 (13) んし泣き止まないため殴打して死なす身体 性差別、 (<u>4</u>) د را 子ども わゆ これ る代用監獄 に対する性的 に 関 連 た家庭内 0) 実態、 虐 題 待、 内暴力、 (15)学校(受刑者収監 母親が での 母 日

別事件』毎年版が解放出版社から刊行されている)を通以上の人権侵害のもろもろの実態(『全国のあいつぐ差

5

る。 個 対象にする での人権啓発を強化するとともに、 観するとき、 煽 力にはなるまい。 に及んだが、 システムの整備を要請してやまない。 制 マの 動 である。 であり、 め ない 措置 公然と人間 入権 身元調査行為、 を要 悪質な差別的 課 か、 国内法上も禁止 (する救済事 事業立法では差別事件を防禦し、 題 [の尊厳 それらをどう限定するの 別に規制と救済を考えていくのかなどな れらに係 しかし多様な差別事象をい 雇用差別の各事項別を考えるのか、 言動 を踏 案として分析集約する必 わる立法事実 し、 は みにじり、 国際人権条約に違反 地域、 実効力ある人 学校、 (を積 特措法時代 人間を人 か、 いみあ かに規 差別 家庭 間 げ、 抑 くする行 制 権 嫑 は ح 現 長期 職場 制 する 救済 し 法 が る 0 7 的

2 被差別体験

体験 域 が 日 地 別 ある人たちは全体の約三 次に、 和 では 時 区 地 で人権侵害の比率が 期 区 で 中 0 権侵害の内容では結婚 口 -部地方、 は 和 人であるとい 地区住! 〇年以 中国 民 上前 0 うことで人権を侵害され 「被差別体験」 一割が「有」と答えてお 高 四国地方で、 0)比率 くなってい が 常 六割強を占め 0 地 るとい また小規模 うい 域生活、 てみよう。 う。 ŋ T たこと そ な 職 67 Ò 地 る 同

> 年六月八 0 てきていることが注目される。 地 う きあ 区実態把 旦、 0) 握等調査 順 人権侵害事件が に高く に関する小委員会報告書_ (地域改 「日常の 地 域生活」 会総括部会「 平成.

ここ五、 な役割分担 職場における差別待遇、 権問題では する世論 二年以 (九七年一〇月二六日 また総理府が九七年一〇月に発表し 六年間で増えたと感じる人が、 來最高 調 意識 査 「いじめ」 では、 0 の四割近くになった旨、 順であげら が 国内で人権が侵害され 「朝日新聞」)。 性的いやがらせ 1 ップで、 んてい る。 女性 子どもに関 た 報じられ 質問をはじ の 人権擁護 男女の 人権問題では る ケ する人 7 固 1 護 しつ め に ス 関

行動計 年八月)。 るも 査し、 県民の あるという結果が出てい 筆者の地 のの、 そ 日常生活の中でどの 画 0) 0) 中で八割の人 策定や人権! 元である香川 割 0 が 人権 施策の推進に る 、は基本的 で は を侵害され ように意識さ (『県政だより香川』一九九 九八年六 人権 あ たと思っ に たって人 月、 つい n 7 V) 7 県 る たことが 知 が 権 か 問 つ 香 を調 題 川 7 が

とに 区住 以上を通じ 民 日 常の地域社会」での人権侵害の体験が結婚や就 般住 て感得されることは、 民ともに等しく増えてきて 被差別体験 17 ること、 は 同 和 地

側 職 ることが看取される。 近なところに日常化してきていること、 加を示 もそれを人権侵害と受けとめる意識 غ いった伝統 していることである。 的な侵害要因 の中に割って入って顕 差別事象が国民生活 が 高 いずれの まってきて 住 民の 0) 身 61 な

し、組織化していくことが重要である。制観、被害者個人と被害者集団の立場など)を掘りおこち、被差別当事者たちの要求や感情(被害救済、差別規こうした社会的差別、虐待に悩み、苦しんでいる人た

一 裁判制度の限界と権利救済の課題

- 裁判の限界

の面 る訴訟件数も相当な数で増勢の傾向にむかっ 重要性は今さら多言を要しない。 を法的ルールに基づいて解決する裁判制度のもつ役割 から裁判制度の限界は明確である。 か 会生活上惹起するもろもろの人権侵害をめぐる紛 最近 即 の 応した司法制度の 小渕首 事件性」の要件など複雑 相の総裁選 改革がめざされようとし ^ のぞむ政策指針 近年の紛争処理 な手 続 いま、 てい 時 間 現代日本 に占い 玉 てい の 経 め か 0)

> 革の方法論として公権力による規制 九七年四月号)。 り得る(反町勝夫 祉国家的観点から、例外的に規制を強化すべき分野もあ」 が、「国民の基本的人権の確保という目的のためには、福 きだとする自由主義の立場(本質) が法の支配の貫徹を通して基本的人権を確保してい 17 た たらに 勝手が良く お レン ない て、 と指 裁 『司法裁判改革論①』法律文化、一九 判に時 摘され 間 7 が いる。 か か から要請されてくる の緩に ŋ この意味で司 和、 煩 雑 廃止 で 玉 0) 民 方向 くべ 法 0)

ある。 ばしくないと法曹実務の間では指摘され ど外国人がからむ人権問題では裁判の結果はさらに いこと―― 現行法が差別規制のために全く無力で、 いことである。 の侵害が著しい場合でも、 その一つに「差別」 差別事件に対する現行法制の限界と問題点、 ΓΛ わば 部落にから 「ゼロ の問 からの 題がある。 む人権問題、 差別はなか 出発」 なか問題になら 国民の権 ―ということで てい 役に立ってい 在日コリアン る。 利 人権侵 つまり 0 か 利

差別用語を書きつらねた郵便物を送った差出人に対し なかなか困難である。 る差別事件は、 匿名性 0 強い落書き、 被害者の特定が容易でないた その中で、 ビラ、 電 部落解放同盟幹部宅に 話 郵便 など め、 通 規制 信 に は ょ

差別は 償を認めてい 名誉棄損 厳 バシー侵害が重く扱わ き手 7 司法改革では WEDGE一九九九年七月、 厳 憲法の観点を入れて、 面 件は では高額賠償化にむかっているが、 現状に比べると低すぎる感が 八代支部 年一 [があるとも いるようであるが、 は 九五年一〇月二六日付) Γク 67 なされ から 全く 月 判断が出てくることも予想される。しかしながら、 り紙事件」では、 内 一三日)のあっせん後も反省はみられず、 容になってい よる五の 0 ないといってよ 続いていて行為者が判っている前示 判決 る。 ていない。 いえようか。 刑罰の見直 一〇万円 しか (平成七年一〇月二五日 礼 し賠償金額は訴訟社会のアメ 差別は許されないということから 重い罰則が人権意識を培ってい る の慰謝料支払 差別文書撤去仮処分決定 行為者が居直った場合、 今後は、 二三頁) ことが参考に ٥ ۲۱ 裁判所の命ずる謝罪公告は手 し」が検討事項の一つに (雑賀 では、差別行為者に損 ?ある。 孫 内縁 市 最近 フランスでプライ 67 『時代を読 を命じた 0 解消 の セクハ 熊 などに、 本 「岸和 なる。 熊 打つべ 日 (平成 ŋ ラ せ 害賠 な 日 本 裁 カ つ 新 地 田

2 裁判外紛争処理

法の支配と人権保護の第一義的にして最終的な担保と

tive Dispute の紛争が民事訴訟でない、 九五年一二月二四日成立している)。今日、 されている裁判よりも、 身近な存在として利用されてい め 死」に謝 Resolution) 罪 と慰謝 調停や話し によって解決され、 「裁判外紛争処理」 料支払 る。 い 合い の調 が 社会の大多数 が 好 相生簡 ま (Alterna n 市 民 7 生 11 で

せん、 理に 争処理委員会がある。 ーであっせん案が示され、 民間のものであるが、 専門的な処理解決の実績は公知のものである 行う公害など調整委員会があり(公害紛争処理法)、 団体が行う公害に関する苦情の処理について に公害審査会を置くことができる)。 例えば、 親しむ問題が弁護士、 調停、 脚交通事故紛争処理センターによる解 仲裁および裁定を行うとともに、 公害に係る紛争につい 法的基準が確立していて定型的 学者などで構造 解決されている。 成する同 ては、 他に医事 指導などを (都道 地方公共 決 セ その ン は 紛 夕 셌 県

停およ 予防解決に資する労働 不公正な取引方法の規制を所掌事務として内閣総理大臣 次に、 中労委と地労委による二層構造)によるあっせ び仲 独占禁止法を根拠に私的独占、不当な取引制限 労働組合法および労組法と相まっ 裁、 同じく独立行政委員会である公正 関係調整法で定める労働 て労働 取引 争 員 会 0

活 雇用機会均等法上の紛争解決機関として機会均等調 〈会など数多くの個別専門的紛争処理システムがあ 所 センター、 を示 の 下で独立 談、 その他建設工事紛争審査会、 和解 などによって行う国民生活 て職権を行使する。 般消 さらに (消 る。 停委 男女 費生 ₀

離が 式がよいとする意見もある。 よる救済事例が参考になる)、後者には事業者や消 迅速な決定を期待できる反面 的・準司法的機関としての労働委員会と公正取引委員会 の二者を対比すると、 限 .益確保に資するといった点で、前者との間に大きな距 これらのうち、 が与えられている点で後者のタイプの人権 あるが、 調査のための強制力、 人権 前者に府県レ 救済機関の 個別的な不当労働行為 親点かり ベルだけでの 強制処分などの 5 独立 委員会方 設置、 漫者の の 専門 強 61 に

決の余地をもたせることで、 えていく解決に適している面が 以上の 来に Ł むけて紛争当 のには、 当事者双方の自主的 事者の関 過去の事案の法的解決 あ る。 係をより な話し合 Ĺ 4 方向 67 より 0 に 解

では に絡 長 れに 也 県労働基準局長を中心に個人の苦情、 時 個 関 間と経 人レ 連 して、 ベルの労使紛争が急増してい 費を必要とするため、 長引く不況 景気の後退で賃 労働 省では るが 紛争解決の 近年 裁判 雇

> 応し 会の 通して府県に中小企業労働相談所を設けて行政需要に を出すこととしており(労基法一〇五条の三、 『労働法』五版、 談 てい ようなも 援助 . る。 にあ 0 を発足させて当事者の たる労働条件相談員 一〇〇~一〇一頁)、また別途労政局を な 話 しく を聞き、 労働紛 菅野 解決 争参与

括所見、 いる。 増加 児童を発見したものに公的機関への通告を義務づけて 済の制度的整備の立ち遅れは際立ってい 状況の下で、 力 ル 避できない義務である。 を柱とする国連 ることは、 でに九一年一一月、条約の実質化の一環として「子ど にとどまる)。 、な調査権を備えた子どもの人権侵害監視制度を設 ギーなどでは前示条約の精神を生かすため独立性 の子どもを含む日本の子どもである。 17 一条は保護 の 一 じめや体罰、 九八年五月に出された国連子どもの権利委員 さまざまな懸念・勧告をみても、 途にある、 人間 護者に監護させることが不適当と認 地域、 1の尊厳と子どもの「最善の こうし 「子どもの権利条約」 スクー 家庭、 人権! たことで、 ここに 侵害から子どもを擁護し救済 ル セ 学校でおこる子どもの クハラ、 「子ども」とは在日 日 本弁護士連合会では 0) 家庭内の虐待 る)締約[ノル 法整備 利益」 (児童 プウェー 国として回 め の実現 6 人権: 福 0) 会総 な と強 など け

をオンプズパ 例案を市議会に提出、 する調査、 案を ケースとして注目されるところである。 0) 月にい |者機関 権 作 利 オンブズマン」の設置に取り 成 をスタートさせ 資料提出要求、 たって「子ども 1 7 ソンに委嘱し、 ٧J る が、 学識経験者、 兵 てい 是正 め 庫 |県川 人権オンブズパ . る。 人権侵害の 勧告などの 西 全国 |市でも| 弁護士など三~ 組むことを決議 的 申 最 に 権 限をも し立て Ł 1 近 はじ シ の 、ン」条 九 った に め 五 年 対 人

0)

きは、 る対応が図られる必要があろう。 方につい 報告に 分であって、 「既存の裁判外紛争処理機関の検討 か 弁護士会を含めて民間個別の . て ニ お 部落問題とも係る差別事件につ V 九七年七月五日第四 て松本 法的な裏付けをもった公的 健 男弁護士によって 同 |趣旨の 回回 処理システム こと人権 ィ 出 ĺΣ 意見が 人権機関 ノリテ ざ 機 て考えると 関 n で 研 イ \mathcal{O} て 究会 によ あ は 研 **γ**λ る 不 ŋ

処

3 権 侵 害 事 件 の 救済

るなど泣き寝入りの状況にある。 救 済 権 を訴 間 題 えてく B ·差別 る 事 象につい 0 もごく 7 被差別 部 このことは で、 半 事者 数以 前 が H. 行 に は 我 Ł 政 慢 触 関 n す

た。

環境が ことであろう。 種相談活動とも役割を分担 で、 民生、 なって内部 利便 ーソン、 理システム 談委員、 の点で、 各省の個別 の向 人権擁 今後ますます複雑に変化 上とい さらには民間 苦情救済 で 総務庁 の 護 オンブズパ 有機的 委員 相談や川 った改善効果を生み 推進 制 あ なネッ 度 <u>ک</u> 会議、 崎 1 0) し ソン 弁護士会、 市など自治体の公的オン のより緊密な連携を保つ一 政苦情救済 こながら、 1 してい ウー 的 行政監察局 機能 ク化 出 < 玉 消 を担うことで |全体の Iしてい ステ 費者団体など各 に が 問 つれ が 三位 ム わ る。 て、 れ 内部苦情 は てく ブ 他 玉 体 行 方

考え 害の救済につい 施 性 さまざま 口 法 スし 示され 前 務 策の推進・ 最近、 政 方が 策を 省 た議 整備することが 0 含 政 男女共同参 な差別と人権 7 む しろ 論は 府筋 め 権 レン 実施 な て、 審 省庁 なされ 議会に 67 て、 から示さ に関 全政 既存 画 さりとて人権擁 0 侵 7 な 社 肝要ではあるま わる苦情処理や私 府 再 害に 編 ひつ いり n 0) 会の形成と ν 行 な ても男女共 7 ベ に 0 7 7 対 際 政 ル 11 るが、 0) 応 l 相談委員などを使 既存 ょ する ては 護 ŋ 61 う 広 *ل*ا يا 日 同 0) まだ具体的 玉 \mathcal{O} 男女 か。 汎 本 制 分野を所管 内 人間 参 社会に シ 度 画 な ステ . の の に 0) 性 活 つ 組 差別 権 な形 ム お 用 67 用 を け 尊 で に 7 す す 女 ク

与えられ 外国も 権問題 る。 委員 遂行 り方が求められてくることが予想される。 いるところである。 ソンが族生する一 お えよう。 な 一 王 ステ 玉 ょ 現行 民 ちょうど末曽有の行政改革に直面するこの \hat{o} 0) 型オンブズパーソンシステムに に溶け合った日本独自のものとする評 強い の行政への信頼確保の前提として不可避のも 独立性の確保、 般オンブズパーソンから多様な特殊オンブズ Ĺ 対 中 玉 への取り組みを強める動きもみられ、 0) ムにし 全国 の良制を吸収 応 ているが、 央 • .関心をもってわが国の改革の推移を見守 能 ても、 地方 ネ 力の向上などの検討課題 ット 方で、 推 日本の風土的特質を大事にしながら 官民一体的で争い 五 現代社会の複雑高 進会議を包括するオン 積極的紛争解決機能の付与、 して制度運用の改善に努めること 近時の諸国 ○○○人を超える行政 もより ではより普遍 を好 度 が横 化 とりわ 強い ブズ 価が ととも ま たわ 日本の な 诗 関 内 41 期、 け業務 つ 与 前 外 に 社 1 談 のと う て 窓 口 **のあ** な人 伝統 から 会的 行 7 政

ます 年は 多くの され 国 0 勧告が最大限の対応手段となってい 民 7 解決すべき課題を抱え、 五 0) 権 年、 利 擁 |護を任務とする「人権| わ が 玉 の差別と人 人権侵犯事件では 権 0 擁護 法 ・る現行 沢 況 制 は 度 処 ま

> 権擁 できる公的機関を設置していくことが急務である。 齢層をも見すえて広汎な国民が容易にアクセスし、 告書』)。 害者の比 調 面で ならない。現状では法務局または擁護委員 の勧告にあるように国 理 査 制 (前出 護行政)中途 権 度の 限 今後の人権侵害を想定するとき、 率 の 半端なものとなり、 あ 『同和地区実態把握等調査 強 で真に充実強化するならば、 り方 が五%と市民からほとんどあてにされ 化ととも が 問 わ に、 [政府から独立した機関の設置 n 7 不可欠の要件 しゝ 機能 る。 すでに 不全の状況 に関する小委員 規約人権 とい 組 とりわ R 相談 下にあ わ なくては した被 7 け 能 若年 会報 る人 17 は 0

年二月二一日 と現況」)、「人権擁護委員 ミナー』一九九八年七月号「人権擁護委員制度 となってい た抜本的見直しの論はすでに今日大方の是認するところ については、 取り組 加 現行のもの 今後のあるべき人権擁護体 わ つ てやってはどうか、 か み」について研究会で報告し る。 ら独立し を人権機関 最近筆者も論ずる機会があったが(『法学セ 「人権 人権擁護委員制度の フォ た機関とし とい 1 の選定に ラ ム うにはあ と問題の提起をした 制を求めて委員制度を含 21 てやるなら かか 規制救済部会第二 しくみと運用 ま た養父知美弁護 わる大阪弁護 りに 乜 しろ も貧素だと 0 0)

果に から をスター 0) 員 n 環とし 権 人権侵犯 (の中から指名し(大阪局には二九名)、 整専門委員」に調整依頼して事件の解決に ら求められてい 今日被害者救済 の回 対応 け 関心を寄 事情を聴取 近づくことに 7 復、 すべ ト 事件の 行 させてい 救済にあたるという。この取り組 せる一方でそれ わ Ĺ n 、る折柄、 法務省 るもの 調 のより実効性 チー る。 なるの 査、 とされ は法 処理および人権擁護委員 人権調整専門 ムを作り、 か 人権と差別 務局 が レン まは てい のあ 抜 本的 長 Ź る 0) 不 法務局と協 るが、 な制度 判 .委員は人権 問 紛争解決 明である。 当事者や関: 題の 断 度の に の新手 あ より たる 雑 が 改 み 議 ?多方 は 擁 現行 うつ 係者 護 制 0 動 に 効 0) 委 度 権 面

ジア 太平 洋 地 域 か ら 何 を学 ï. か

n あ 近 7 は 61 位 観 置 関 玉 7 係 0 み 動向 に 、 よ う。 あるア はどうであるか。 ジア・ 太平 洋地 ここでは 域諸 玉 日 に 焦点 本 が ょ

地 ح か て強行法 差別 年 \dot{O} 規 犯罪 化 人種差別撤 つ つ 規 あるようである。 制 観 廃宣言以 は **γ**λ わ ば 確 立 人間 英 た 0 尊 玉 加 厳 仏 の 見

> 独など同 で 制定さ 条約 n 7 に 加 す る 西 欧 諸 国 は 差別 止 法 が 相

> > つ

でも「 関ワ 権機関」 がなされ 機関として 暁雄さん リピンの諸国 インドネシア、 内の人権条約 ってきた。 する気運が 内政権の民 (九頁)。 1 が 権 アジア・ の侵害 1 相ついでみられた。 ヴインで開催 「国内人権委員会」を設置する機運 クショップ(ララキア宣言採択) の ているという 部落解放研究』一 地 醸 主化 太平洋地域 さらに冷戦後 弾圧 域フォ ポー に 成 0) 批准数 し、 おお スリランカ、 の進展 の第一 トでは、 いて国内人権機関 に対して国際社会の圧力、 そ ーラムの設置、 が n 諸 に応じて (同 回アジア太平 九六年七月、 急速に増加 の九〇年代に入って、 とともに国 国 では、 上記以外のアジア太平 一三号、 「アジア太平洋地 パプアニューギニア、 国内人権機関が必要だ する一方で、インド、 内 〇年代後半 地 (人権委員会) !で生起 オー 域行動計 洋 九九六年一二月、 に参加し 地 が 高 域 ストラリ はり、 域の する深い 国 非難が高 この 内 以 画 し 洋 た川 人権 玉 \mathcal{O} アの フィ 地 作成 地 設 域 域 玉 村

ダ 立

会 まず、 でいる 瞥すると、 英語 才 1 スト を ラリアとニュ オ 玉 ストラリ と \exists アでは] 口 ジ ッ ーランドの パ 0) 九 法文化 八一 年に 人権 を受け

状を、主として川村暁雄さん「アジア・太平洋人権情報 係法、 えられ 九九七年) 裁判所による手続に移行する(金東勲「ニュージーランド 査、救済などの権限を有し、人権委員会の調停不調の場合、 る人種的対立・不和 バルな差別対処立法である本法上の人権委員会は どのマイノリティ差別から障害者、 法の現代的受容に機敏な対応を示している。 九八年一二月)。ニュー 会に改 人権委員会の概要と課題」『マイ研ニュース』四三号)。 権教育等差別防止活動 に整理統合、 権委員会の改組の動向」『部落解放研究』一二五号、 個別的事件の調停と、 その他のアジア・太平洋地域の人権機関立ちあげの現 7 七七年人権委員会法が、のち「人権法一九九三」 61 によって概観しておこう。 国 る 先住民、 九〇年の権利章典法と相まって、 (詳しくは、安田信之「オーストラリア人 連人権システムの変動. たが、 性、 の扇動の規制 ジーランドでは一九七一年人種関 政策・立法提言の 八六年に人権 ②人権条約の国内実施を担保 障害者など社会的 ③人権侵害事案の調 性などを含むグロー !および機会均等委員 (現代人文社、 多くの 差別 マ オリ族な 国際人権 機能を与 に関 ① 人 一九 わ す

下で設置されている人権の保護と独立機関としての人フィリピンの八七年憲法第一三条(社会的正義と人権)

済 の推進 扶助、 権委員会 フィリピン人権計 動センターを全国に設置して人権推進活動を行うほ ①人権侵害の苦情受付、 および四 促進に関して広汎な諸権限をもっている。 監獄訪問等の救済 会 ③人権教育活動 人の委員が大統領により任期七年で任命され、 (Commission on Human Rights) 画 省庁間人権会議の開催等人権措置 調査、 ②バランガイ(村落)人権行 ④議会への勧告等人権の 事件の裁判所送付 は、 か、

任期五年で、大統領が任命する。 任期五年で、大統領が任命する。 と五名、および国家少数者委員会、国家指定カースト・ 員は最高裁、高裁の裁判官、人権の学識・実務経験者な 成立、委員会はこの人権保護法を根拠法としている。委 成立、委員会はこの人権保護法を根拠法としている。委 成立、委員会はこの人権保護法を根拠法としている。委 成立、委員会はこの人権保護法を根拠法としている。委 に用して、大統領が任命する。

が多い ド 国内人権機関 人権立法、 人権侵害防止の過失に関する苦情申立の調 の国家人権委員会の制度と機能」神戸大学国際協力論 委員会の権能として、①公務員による人権侵害または 意識の促進等、 (なお、 条約の効果的実施のための勧 野沢萌子「インドの人権委員会」『世界の 解放出版社、 フィリピンの人権委員会との類似点 九九九年、 告 稲正樹 査 ③ 人 権 「イン の普

する があるとい 5 正 的 ル 条約 人権 待 n 卜 (苦情受付、 ンド る。 大統領! 体制に: 国 人権情報の |際的協力であり、 たい 0) 委員会の 家 検討、 改革 人 ネ う。 対 権 任 シ する強 委員 Ġ 命 P 解決、 提案、 その 権能 では の 国内外への提供、他機関 層 会 任期 後 0) 61 は が 調停など)、人権侵 改革志向をもっ 人権 設置 進 玉 五 九 インドネシ 展、 内 年 活動の実績とし 九三 外 3 0) で二五名 一年六月· 伸長 ての人権は とり れ 7 くと保護 わ ア政治社会では 67 け る。 情 か 七 人権: 報 5 百 た政党の台頭 に て人権侵 独 なる委員 の 0) 害 への勧告など) 大統 つい 配 状 立 0 況 防 付 機 の 7 関 領 止 変革 とし 旧 令 害 0 玉 (人 権 が . スハ の是 地 連 2 域 に

信

の

67 月末 権 細 を に 委員会は 確定することで、 国 育 に人権条約 お 0) では などの 0) ほ 法 け 案の 時 か、 る 点で人 金大中大 支援、 広汎な機能 規定する委員会は 玉 権 0) (法務部) 権法案 履行の 連 人権 統 法 領就任 差別 制 条約. は 確保を促し を付与され に まだ成立をみ 禁 か つ 止 61 加 ら の公約事項であっ て 差別 0 • 平 独 等原 てい 政 て 行 立 策 為 が イ 61 立案、 保障さ た。 則 る 7 0) ij 調 で 11 金 だ テ 査 な は 東勲 研究、 イ n が 憲 た 61 研 7 九 法 人 より 究 玉 九 権 61 民 年 な 法

> 1 ス 四

本に、 る。 する国会オンブズパーソンの設置 -』九八年七月号、七六~七七頁)。 加 Ł の 定 タイの法律事情 これには 速、 配慮 ਤ ਠ 兼 九 務禁止 九 腐 れ それに都市中間層の形成が前提に 敗 七 し た国 政 不 年一〇月、 八〇 ととも 治 可 [家人権委員会、 葠 掃 年代後半のタイ社 0 に 国 0) 新憲法をめぐる状況」 が諸規定、 王 憲法裁 を 主 頂 的 点に戴く な 公務員 国会議! 判 手続きを経 が目 所の 会 0 設 民 新 0 員 職 置 産 し の 主 憲法体 ある いとこ 務 業 た 『法学セ 化 怠慢 土 タ 玉 7 民 取 戸 ろ を監視 都市 0) 制 田 Ξ で 法 邦 化

に

閣

制

に従 と され 任 協 む と協議して、二〇〇〇年 け 0 最 B っ 後に、 た仕組みとプロ たアジア太平 に な 公衆による検 7 1 たな機関 たこの地域 発展 け 卜 か る 九九年七月、スリランカ ナ か 1 透 さ る は せ、 玉 明 シ -洋国内· 性 ッ その に 内 計に付い プで を確! セ おけ 玉 職 スに関する最低 内 権 る新た 機関 務 の年次会合まで 保する必要 人権機関 (設置 権 に 機関に つき独立 は な国 提 国内人権 <u>の</u> フ プロ 催 関 内 オ 0 でする立 性 基準を採択 教 に 人権機関 1 キ とく を有 に、 育 機 セ ラ ヤ 関 スと仕り ン ム お ディ 法提 は に 0) 注 構 び 0) リ 設立 意 案 組 $\stackrel{N}{G}$ で開 調 成 するこ N を公 を 員 み G 則 O

Part I)。現状ではパリ原則に基づかない人権機関が多 能をもつものでなければならない いことを考慮した提言といえるが、パリ原則の精神を共 (「世界の国内人権機関の `あふれている。 それに沿った新し い国内人 動 向」Vol.2, 権 むね、 機関の設立を促 No.5/1996, 勧告して す意 61 る

四 むすびにかえて

――日本における国内機関の設置にむけて

本的見直しの必要性は、 急ぎたい。 本の人権行政、 をうけた当事者の救済が明文で謳わ には人種差別撤廃条約がわが国に発効していて人種差別 にきたといって過言では とそれに基づく勧告にもあるように、 |然すぎるほどのことがらに属してい ?する実効的 の 大きな転換期に立ち会っていることが判る。 す 人権保障の使命の厳正な履行、 でに与えられた紙幅をオー 人権擁護制度五〇年を経た人権擁護機 な被害者救済を図ること 人権政策のあり方そのものが歴史的 国連自· ない。すでに九六年一月一四日 由権規約委員会最終見解 バ ーしているので結 n とりわけ差別事件に る。 の必 今や決定的 ている(六条)。 要性は 日 こな段階 |本国 関 ₺ 再生 は 論 0 H 憲 抜 を

もとより、一国の人権擁護救済制度は外国制度の機械

る。 個 性 的 かけた組織的 までもなく国際社会の先例について謙虚に学ぶ必要が か 一々の差別と社会構造の関係などなど、 σ な輸入で解決できるものではない。 しそれと同時に、 問 題 0) ほ な調査研究 か 国民性や人 国内人権機関の設置にむけてはいう ?の蓄積を必要とするだろう。 八権意識、 玉 家 既 ある程度時間 観と国際感覚 成制度との を

をも 提供、 範囲 限を取り入れた国内人権機関の整備 行政に対する信頼と苦情の申し立てに利用され易 高められているといって過言ではない。 とをみたが、 か か、任務、役割の面で人権状況の報告、助言、 向性はすでにこの地域に れた行政サービスの一環として、 クセスの容易な として機能させていくことも問われる問題となろう。 本稿ではアジア・太平洋地域ですでに独立性と調 たせていくかどうか問題となる。さらには市民 の 教育的 玉 問題 内の 0) É |機能や国連機関への報告書作成に関与する 独立した国内人権機関を設置する基本的 人権政策の形成にも関わる人権促進的 か、 国の権限との 制 お 度として透明 いても確立 関係をい 日常の生活実態 が進 一した共通の基 (性を備え 人権機関 め 、市民へ られ かに たシ 調 7 0) 整する 0) い 情報 ステ 準 権 るこ 面 に 査